

湯河原町告示第 32 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定により、
次のとおり手数料の徴収の事務を委託した。

令和 6 年 4 月 1 日

湯河原町長 富 田 幸 宏



- 1 委託を受けた者
神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋 813 番地の 2
株式会社 環衛美化センター 代表取締役 川口 麻弘
- 2 委託に係る手数料の種類
湯河原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47 年湯河原町条例
第 3 号) 第 7 条第 1 項に規定する、し尿の収集手数料
- 3 委託期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日